



令和9・10・11年4月開所分 幼保連携型認定こども園 整備事業募集要項

- A：建設費等補助金交付事業
- B：内装整備費補助金交付事業
- C：自主財源整備事業

«幼稚園または幼稚園型認定こども園から
幼保連携型認定こども園への移行»

事前相談：令和7年11月17日（月）～11月28日（金）

募 集：令和7年12月1日（月）～12月12日（金）

※応募にあたっては、必ず上記期間に事前相談を実施してください。

横浜市こども青少年局
保育・教育部こども施設整備課

〒231-0005
横浜市中区本町6-50-10
横浜市役所13階
TEL：045-671-4146
FAX：045-550-3606

<目次>

I	募集概要	1
II	整備・運営に当たっての諸条件	2
1	施設定員等について《補助金交付事業・自主財源整備事業共通》	2
2	施設計画・運営及び仕様について《補助金交付事業・自主財源整備事業共通》	3
3	設計・工事等について	4
4	施設整備にかかる補助制度について《補助金交付事業》	5
5	工事施工業者等の選定（入札等の実施）について《補助金交付事業》	6
6	地域子育て支援について《補助金交付事業・自主財源整備事業共通》	7
7	近隣・保護者および職員への対応について《補助金交付事業・自主財源整備事業共通》	7
8	送迎について《補助金交付事業・自主財源整備事業共通》	8
9	保育室等（乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室）の面積について《補助金交付事業・自主財源整備事業共通》	8
10	休園日及び開園時間について《補助金交付事業・自主財源整備事業共通》	8
11	園長、職員等について《補助金交付事業・自主財源整備事業共通》	8
12	採択にあたり条件を附すこと《補助金交付事業・自主財源整備事業共通》	9
13	その他《補助金交付事業・自主財源整備事業共通》	10
III	申請方法	12
IV	問い合わせ先・ダウンロードアドレス一覧	14
V	資料	16

《応募に際しての注意事項》

- ① 同一施設で「建設費等補助金交付事業」及び「内装整備費補助金交付事業」の両事業に申請することはできません。
- ② 補助金交付事業は、応募多数の場合、申請内容や地域の保育ニーズ等を考慮し、予算の範囲内において採択の可否及び補助交付額を判断します。
- ③ 令和9・10・11年度の認定こども園整備事業に関する予算が横浜市会において可決されることを前提に行うものです。当該予算の可決が停止条件になります。
- ④ 補助金交付事業は、「就学前教育・保育施設整備交付金（以下、国庫補助金）」の内示を受けた事業が対象となります。国庫補助金の対象事業とならなかった場合は、補助金の交付ができません。補助事業に応募する事業者は、この点について、あらかじめ了承のうえ、当該事業に申請してください。（詳しくは次のページをご覧ください）

《昨年度募集からの主な変更点》

これまで2か年事業として募集していましたが、令和7年度の募集からは、3か年事業として募集します。

【お知らせ】国庫補助金※事業の制度について

※幼保連携型認定こども園整備における補助金交付事業は、国の「就学前教育・保育施設整備交付金（以下、国庫補助金）」により実施しています。

1 国庫補助金の概要について

幼保連携型認定こども園整備における補助金交付事業は、国庫補助金により実施しています。

補助金交付事業として選定された園については、本市から国へ国庫補助金協議案件の登録をし、4月時点で国から協議案件として仮決定を受けます。

仮決定後、実施設計の進捗状況に合わせて本市から国庫補助金の申請（協議）を行い、その後、国から正式な国庫補助金内示を受けます。

なお、仮決定されたことで直ちに内示が確約されるものではありません。仮決定後、審査段階で交付要件を満たしていないことが判明した場合、内示が受けられない、あるいは減額して内示されるケースがあります。

国からの補助金の内示時に、補助金の申請（協議）額の内示が受けられない、あるいは減額して内示された場合は、開所年度等について個別に調整します。

なお、複数年事業の場合は、毎年度、本市から国へ申請（協議）を行い、年度ごとに国より内示を受けています。

【参考】募集から国庫補助金内示までの流れ（予定）



2 国庫補助金の内示が受けられない、または減額された場合

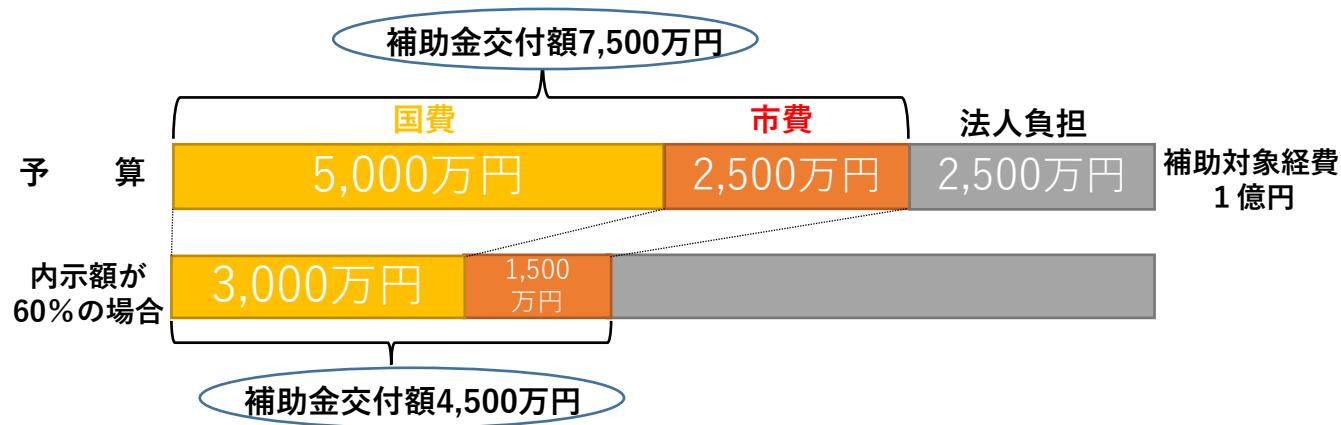
① 国庫補助金の内示が受けられない場合

国費・市費ともに補助金の交付ができません。

② 国庫補助金が減額された場合

国から国庫補助金が減額されて内示された場合、市費についても国庫補助金の対象となった割合分のみが対象となります。例えば、国からの内示が申請（協議）額のうち60%となった場合、市費負担割合も60%となります。

補助対象経費 1億円で補助率3/4（国費1/2、市費1/4）の事業の例



I 募集概要

1 対象事業

A：建設費等補助金交付事業

既に幼稚園又は幼稚園型認定こども園を運営している学校法人が、幼保連携型認定こども園の認可を受けることを目的とした施設整備を行う際、教育・保育を受ける子の定員や増定員などに応じて、新たに建築される施設の建設等に必要な費用の一部に対し、国庫補助金を活用して、横浜市から補助金を交付します。

B：内装整備費補助金交付事業

既に幼稚園又は幼稚園型認定こども園を運営している学校法人が、幼保連携型認定こども園の認可を受けることを目的とした施設整備を行う際、増定員などに応じて、改修等に必要な費用の一部に対し、国庫補助金を活用して、横浜市から補助金を交付します。

C：自主財源整備事業

既に幼稚園又は幼稚園型認定こども園を運営している法人又は個人が、幼保連携型認定こども園の認可を受けることを目的として、自主財源を用いて改修等を行い整備することに対し、施設計画や認可基準が満たせるか確認します。

2 整備スケジュール

整備スケジュールは下記を厳守してください。

整備内容により、令和9年4月1日、令和10年4月1日、又は令和11年4月1日開所を条件とします。ただし、「内装整備費補助金交付事業」は、令和9年4月1日開所を条件とします。

3か年事業となったことを踏まえ、原則、週休2日制を導入するとともに、熱中症対策を考慮するなど適切な工期設定をしてください。事業の各年度において、予定した工事進捗率を達成できない場合は、補助金を減額する、又は補助金を交付しない場合があります。なお、この場合に生じる法人負担等については、本市からの補てん措置はありません。

ア 事業の初年度に必ず本園舎の実施設計審査を完了させること。

イ 事業の初年度は補助対象工事に係る進捗率を1%以上とすること。
(進捗率は、横浜市建築局特則仕様書に基づいて算定すること。)

【申請から審査までのスケジュール（予定）】

事前相談期間	令和7年11月17日（月）～11月28日（金）
応募書類提出期間	令和7年12月1日（月）～12月12日（金）※最終日は17時必着
面接	令和8年1月中旬（予定）
選考結果通知（書面）	令和8年4月上旬（予定）
国庫補助金仮決定	令和8年4月上旬（予定）

3 応募資格

A：建設費等補助金交付事業 下記の全てに該当する学校法人

B：内装整備費補助金交付事業 下記の全てに該当する学校法人

C：自主財源整備事業 下記の全てに該当する法人・個人

ア 整備用地を確保し、又は整備開始までに確保できる見込みがあること

イ 建物は自己所有であること

また、「A：建設費等補助金交付事業」及び「B：内装整備費補助金交付事業」の場合

は、使用する物件（土地、建物）について、設置主体が所有者であるものに根抵当権を設定することはできません。

- ウ 応募時点において横浜市内で適正に運営している幼稚園又は幼稚園型認定こども園からの移行であること
- エ 新たに幼保連携型認定こども園を設置・運営するために必要な資力・信用があること
- オ 「Ⅱ 整備・運営に当たっての諸条件」をすべて満たせること
- カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条に定める欠格事由を有しないこと（例：不正受給等の重大な過失に関する指導を受けていないこと）
- キ 令和7年11月28日（金）までに事前相談を受けていること
- ク その他、市長が不適当と認める事由を有しないこと

※認可保育所の運営実績のある社会福祉法人が、市内で適正に運営されている幼稚園又は幼稚園型認定こども園の事業譲渡を受ける場合も応募が可能です。事業譲渡を予定している場合は、幼保連携型認定こども園の認可を受けるまでに事業譲渡を完了させる見込みがあることが条件となります。

4 事業採択と補助金の交付について

補助金交付事業は、横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱第17条第2項及び横浜市民間保育所等建設費補助金交付要綱第9条に基づき審査し、予算の範囲内の件数で採択します。

ただし、採択された事業についても、補助金の交付には、国庫補助金において、申請（協議）が行われ、その補助対象（国の内示）となる必要があります。

国庫補助金の協議の結果、補助対象事業とならない場合や補助金の一部のみ国庫補助金の対象となる場合があります。補助事業に応募する事業者は、この点についてあらかじめ了承のうえ、保護者等への周知や、当該事業への申請をお願いします。

（国庫補助金の詳細については、「【お知らせ】国庫補助事業の制度について」を参照してください。）

II 整備・運営に当たっての諸条件

1 施設定員等について《補助金交付事業・自主財源整備事業共通》

- (1) 1・2・3号子どもの受入枠は、それぞれ年齢ごとに設けることを原則とします。ただし、0歳児については、保育ニーズの高い1歳児枠を確保するために、原則受入れ枠を設定しないこととします。また、3号子ども（1、2歳児）の定員は、移行時においては、1歳児4人、2歳児5人等の最小限で設定し、乳児保育が安定した時期に、周辺の保育需給や施設規模等に応じて増員等を検討するものとします。
- (2) 定員規模や年齢別構成については、横浜市（区）との協議に応じていただきます。
- (3) 幼稚園又は幼稚園型認定こども園から移行する際、実員と認可定員に大きく乖離がある場合は、実員程度で新たな認可定員・利用定員を設定します。なお、認可時に施設基準に適合していることが必要です。
- (4) 地域型保育事業（小規模保育事業等）との連携施設の設定（卒園時の受入等）について、横浜市との協議に応じていただきます。なお、申請時に設定している地域型保育事業（小規模保育事業等）との連携は維持した定員設定としてください。

※ 2・3号定員の枠への入所については、園に決定権がありません。利用調整により、市が決定した子どもを受け入れていただきます。

- (5) 「横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業」を実施している園のうち、満2歳児からの受入れを実施している園は、事前にこども青少年局保育・教育運営課幼児教育係にご相談ください。

2 事業計画・運営及び仕様について《補助金交付事業・自主財源整備事業共通》

- (1) 近隣に十分配慮した計画としてください。(園舎・園庭配置、日影、窓位置、目隠し、砂塵、植栽、駐車場、駐輪場、騒音対策、調理室からの臭気対策等)
- (2) 関係法令を遵守してください。

特に、既存園舎を活用する計画の場合は、事前によくご確認ください。
なお、下記の点を満たせない場合はあらかじめご相談ください。

 - ア 建築基準法及び横浜市建築基準条例
 - イ バリアフリー法及び横浜市福祉のまちづくり条例

ただし、一部協議によって緩和が受けられる場合があります。詳しくは、別紙1をご確認ください。

建物・設備基準の緩和を希望する場合は、採択後に市が指定する計画書を提出し、横浜市と協議を行ってください。
 - ウ 就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律等の関係法令、横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例、横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱、認定こども園整備の手引き
 - エ その他関係法令等（消防法、食品衛生法、横浜市開発事業の調整等に関する条例等）
- (3) 2階以上に保育室等を設置する場合は、耐火建築物としてください（準耐火は不可）。
- (4) 2・3号認定子どもの給食は原則として自園調理による提供が必要なため、調理室の設置が必要です。
- (5) 児童用、職員用、調理職員用便所には、衛生面への配慮から各便所内に手洗いを設置していただけようお願いします。
- (6) 手洗用設備は保育室内に乳幼児用と保育従事者用を設置してください。また調理員専用の手洗用設備についても衛生管理の観点から調理室内に設置してください。
- (7) 働きやすい職場づくりにむけて、保育士休憩室、更衣室（男女別）の確保をお願いします。
- (8) 横浜市との調整に備え、柔軟な定員構成に対応できるよう、可動式間仕切りを用いる等の間取り・設備を検討してください。
- (9) 別紙2「設計・施工の際の留意事項」に記載の事項をよくご確認いただき、保育を行う場としての安全性を確保してください。
- (10) 整備を伴う計画にあたっては、建設市況による人材・資材の需給状況を十分に考慮し、合理的な設計、確実な調達先確保等、スケジュール上支障のない計画とし、開所時期に遅れが生じないよう注意してください。特に補助金交付事業は、一般的な契約・工事とは異なる様々な制約が伴います。
- (11) 各所管庁への届け出（消防設備関係、給食設備の届け出等）は事業者の責任で手続きを行ってください。
- (12) 認可を受ける建物は、建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている、または受ける見込みの建物としてください。

交付を受けていない建物の場合にあっては、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」等を利用して法適合が確認できる、またはできる見込みであること。（検査済証の交付を受けていない建物の場合は、事前に担当までご相談ください。）
- (13) 認可を受ける建物は、新耐震基準を満たし、耐震上問題がないようにしてください。

（昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され着工した建物又は昭和56年6月1日以降で検査済証の交付を受けていない建物の場合は、耐震判定機関等により耐震診断の評価を受け、新耐震基準を満たしていることが確認できる報告書を提出してください。報告書から新耐震基準を満たしていることが確認できない場合は、耐震判定機関等により耐震改修計画の評価を受けた耐震化工事が完了したこと、又は完了する見込みであることがわかる書類等を提出してください。）
- (14) 土砂災害防止法第9条に規定された土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）については、土砂災害による著しい危険が生ずるおそれが考えられるため、土砂災害特別警戒区域（レ

ッドゾーン) を園児の立ち入り可能なエリアとする整備計画は認められません。

整備計画地が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)などに該当していないか、神奈川県土砂災害ポータルなどで、必ずご確認をお願いいたします。

(参考法令等)

- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)
- ・神奈川県土砂災害情報ポータル
<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>
- ・横浜市行政地図情報提供システム「わいわい防災マップ」
<https://wwwm.city.yokohama.lg.jp/yokohama/PositionSelect?mid=63>

- (15) 幼保連携型認定こども園の教育・保育は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って実施します。開園までに幼保連携型認定こども園教育・保育要領を園で研究するとともに、他の施設への見学やヒアリングを行うなど、幼保連携型認定こども園の教育・保育を計画してください。
- (16) 障害児保育を実施してください。また、一時保育、産休明け保育、休日保育の実施を検討してください。
- (17) 過剰な太陽光発電設備等の設置は行わないでください。(設置する場合には、事前に市に相談してください。)

太陽光発電設備の仕様（標準施工単価：約 60 万円/KW）

定員	太陽光パネル機器容量 (KW)	工事費計（税抜）
80人	6	3,360千円
100人	8.2	4,980千円

3 設計・工事等について

《補助金交付事業・自主財源整備事業共通》

- (1) 事業予定地が開発・宅造許可を要する土地案件の場合、許可に関わる諸手続きも含めてスケジュール上支障ないことが確認できる工程表を提出してください。(『資料 1 及び 2』参照)
- (2) 既存施設を活用する計画の場合、用途変更の手続きや、それに伴う指導を受ける場合があります。事前によくご確認ください。
- (3) 工事施工にあたっては、騒音、安全、駐車場計画、工事車両通行等について、近隣・地域への影響に配慮してください。
- (4) 完了検査前に「横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドライン」に沿って、室内の化学物質濃度測定を実施し、いずれも基準値以下であることを確認してください。(測定対象物質は 7 項目(ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、エチルベンゼン、キシレン、スチレン、パラジクロロベンゼン)とし、保育室や医務室(医務スペースのある事務室含む)、食堂等子どもが長時間滞在する可能性のある居室を対象とします。)
- (5) 完了検査前に飲料水の水質検査を実施し、基準値以下であることを確認してください。測定対象項目は 11 項目(一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、pH 値、味、臭気、色度、濁度)とします。
- (6) 工事請負代金の前払い及び部分払いを可能な限り実施し、支払い条件については、指名通知書や現場説明書等に明記してください。支払い割合、支払い時期については、工事契約事業者と協議して決定し契約書を作成してください。

《補助金交付事業》

- (1) 工事施工業者が必要な工期を確保できるよう、市の実施設計審査は、事業の初年度の 11 月

末日までに開始できるよう、準備してください。

※実施設計審査の開始は、建築確認済証の取得後になります。

- (2) 設計と工事監理を同一設計事務所で行う場合の委託契約については、設計業務委託（補助金交付対象外）と工事監理業務委託（補助金交付対象）を分けて、それぞれ契約してください。

※工事監理業務委託は、実施設計を委託した設計事務所と単独随意契約が可能です。理事会開催など、学校法人・社会福祉法人等の定款や会計基準に従って契約手続きを行ってください。

(参考)「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」及び「契約の手引き」

- (3) 補助金事業であることを踏まえ、補助対象工事費の著しい増加を伴う華美な設計等ならないように留意してください。

- (4) 設計者の選定は円滑に事業を履行できるように、可能な限り、横浜市の公共施設の設計や補助事業の設計実績がある方としてください。

4 施設整備にかかる補助制度について《補助金交付事業》

補助金制度の詳細については、「横浜市民間保育所等建設費等補助金交付要綱」または「横浜市民間保育所内装整備費補助金交付要綱」をご覧ください。

- (1) 国庫補助の対象とならない費用は、補助金交付の対象外です。定員数の増加がないにも関わらず、既存施設より著しく施設規模が大きくなる整備は、国庫補助の交付対象とならない場合があります。

- (2) 各法人の消費税の扱いにより、補助金の一部の返還を求めることがあります（「横浜市民間保育所等建設費等補助金交付要綱」第21条、「横浜市認定こども園内装整備費補助金交付要綱」第13条参照）。

- (3) 整備後に補助金の対象となった個所の取り壊し又は加算を受けた事業の廃止等を行った際には、経過年数によって補助金の返還が必要になる場合があります。

- (4) 「A：建設費等補助金交付事業」において、保育に係る加算として、一時保育事業のために必要とする保育室を設ける場合は、専用の保育室を壁芯面積で30m²以上設けてください。また、職員体制を確保したうえで、移行した年の12月までに一時保育事業を実施してください。

- (5) 「A：建設費等補助金交付事業」において、保育に係る加算として、地域における子育て支援のための保育室等を設ける場合は、専用の保育室等を壁芯面積で40 m²以上設けてください。

- (6) 施設・事業所整備に必要な仮設園舎設置に必要な費用

【対象】

- ・仮設園舎設置に係る工事請負費、リース料、解体撤去費

【対象外】

- ・仮設園舎設に係る借地料、賃借料
- ・調理室等、直接保育に関係しない施設のみで構成される場合
- ・借地料の減免を受けた市有地等を仮設用地とする場合の借地料
- ・貸主が法人の役員（法人役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む）、寄付者等特別の関係のある者である場合の借地料、賃借料

- (7) 事業の初年度は補助対象工事に係る進捗率を1%以上としてください。また、3か年事業（令和11年4月1日開所）で申請の場合は、2年目以降の進捗率も算出してください。令和8年3月末時点ではなく、中間検査時に進捗率が上がっている必要があります。進捗率は「横浜市建築局特則仕様書（横浜市 最新版）」の出来高算定基準に準じます。

当該事業申請の際に記載いただいた進捗率に基づいて、国庫補助金の申請を行いますので、確実に達成が見込まれる進捗率でご申請ください。事業の各年度において、予定した工事進捗率を達成できない場合は、補助金を減額する、又は補助金を交付しない場合があります。なお、この場合に生じる法人負担等については、本市からの補てん措置はありません。

●基準・参考図書

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/hyusatsu/youshiki/kenchiku/syorui.html>

A : 建設費等補助金交付事業

関係要綱	補助率	基準額
横浜市民間保育所等建設費等補助金交付要綱	基準額に対して 4分の3	要綱別表 参照

B : 内装整備費補助金交付事業

関係要綱	補助率	基準額
横浜市認定こども園内装整備費補助金交付要綱	基準額に対して 4分の3	要綱別表 参照

※設計、敷地測量、地質調査、整地、開発・宅造許可取得及び工事、造成、植栽、外構工事、水道加入等にかかる経費は補助対象外です。

- (8) 補助単価は、今後の国単価及び横浜市の予算の動向等より変更（増減）する場合があります。
- (9) 事業の初年度に本園舎の実施設計審査が完了しない場合、事業の初年度に補助対象工事に着手できない場合等には、補助金の減額や事業採択の取り消しをする場合があります。

5 工事施工業者等の選定（入札等の実施）について《補助金交付事業》

工事の施工業者等の選定に当たっては、次に掲げる点を遵守してください。不正な行為や条件違反があった場合は、市は補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命じることができます。

- (1) 市が定める「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」、「契約の手引き」及び「横浜市補助金等の交付に関する規則」に基づいて入札等を行い、契約を実施すること。
- (2) 工事施工業者が必要な工期を十分に確保できるよう、市の実施設計審査や入札参加資格審査などに要する日数も考慮の上、入札等に向けた準備を進めること。
※補助金対象とする契約は、国の補助金交付の内示を受けた後の締結が条件となります。
- (3) 公益性・公平性の確保、法令の遵守等に特段の配慮をもって臨むこと。
- (4) 補助事業の公益性・公平性に鑑み、次の行為は行わないこと。
 - ア 法人の役員、職員、寄附者、これらの者の親族及び関連会社等その他特別の関係にある者を入札等に参加させること。
 - イ 入札等参加予定者やその関係者と事前に接触すること。
 - ウ その他公益性・公平性を損なうこと。
- (5) 入札等の実施に関して疑義がある場合は、必ず市と協議すること。
- (6) 100万円以上の物品を購入する際は、市内事業者2者以上による見積合わせが必要です。
その他、金額に応じて契約締結方法に指定がありますので、備品を購入される際は、必ず事前に「契約の手引き」をご確認ください。
- (7) 入札は、建築確認済証交付後及び実施設計審査の終了後に実施してください。なお、横浜市の審査を受けた設計内訳書の工事価格が予定価格となりますのでご承知おきください。
- (8) 工事の予定価格算定にあたっては、補助対象と規定している経費を意図的に補助対象外扱いしたり、任意の判断基準で設計図書を分割作成したりして、予定価格の調整を図ることは認められません。算定した予定価格が補助上限額を超過している場合も同様です。
「契約の手引き」に基づき、工事契約の発注単位は、主たる工事の工種（予定価格の中で最も大きな部分を占める工種で、通常は「建築」）への一括発注とすることとします。
また、予定価格が合計で7億円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の工事につ

いては、分離発注（「横浜市工事請負に関する競争入札取扱要項」に定める工種のうち、「建築」を主体とする工事と、「電気」及び「管」を主体とする工事を、それぞれ別の施工業者との間で工事請負契約を行うことをいう。）を行うものとします。

6 地域子育て支援について《補助金交付事業・自主財源整備事業共通》

認定こども園は、地域の子育て支援を行うことが義務付けられています。地域の需要に照らし必要性が高いと考えられるものを必ず1つ以上実施し、保護者が利用を希望するときに利用することができる体制を確保してください。なお、各事業の実施方法には頻度などについて条件があります。

【子育て支援事業の例及び実施頻度】

- (1) 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する事業
実施頻度：3日以上／週（利用希望がある場合に受け入れ体制が確保できること）
- (2) 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
実施頻度：すべての開園日（利用希望がある場合に受け入れ体制が確保できること）
- (3) 保護者の疾病その他の理由により家庭保育が一時的に困難となった地域の子どもの保育を行う事業
実施頻度：すべての開園日（利用希望がある場合に受け入れ体制が確保できること）
- (4) 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間団体又は個人に対する情報提供及び助言を行う事業

7 近隣・保護者および職員への対応について《補助金交付事業・自主財源整備事業共通》

- ・近隣住民及び在園児の保護者・職員対応は、応募法人の責務です。
- ・近隣要望、苦情・紛争等には、応募法人の責務において誠意を持って対応してください。
- ・整備計画を円滑に進めるため、近隣住民等（特に隣接敷地の住民、町内会・連合会等）、在園児の保護者および在籍する職員に説明を行って理解を得てください。（仮設園舎を別敷地に整備する場合は、仮設園舎の予定地の近隣住民等に対しも同様に説明を行ってください）。
- ・近隣・保護者および職員への説明の経過を記録し、保管してください。その際、意見や要望には誠実に対応し、整備計画への理解と協力を得られるように努め、当該説明の内容について市に報告いただきます。

(1) 近隣説明

ア 申請段階

- ・施設所在地の区役所こども家庭支援課に相談の上、自治会町内会長、近隣住民（特に隣接する住民）等に対し、申請前に必ず認定こども園への移行の申請を行う旨の説明をすること。移行にあたり施設の整備を行う場合は、その旨も必ず説明してください。
- ・移行申請にあたっては、半径1km範囲内にある保育所等に対して、定員、運営方針等の説明を行ってください。

イ 採択後

- ・選定された後、速やかに（建築確認申請の手続きを行う前に）近隣住民の方々に対し事業計画や運営内容等について説明すること。その際、保護者の送迎時の対応や騒音など、周辺環境への配慮に関する対応方法等について必要な説明を行うこと。
- ・近隣に保育所、幼稚園等がある場合は、当該施設に対しても整備計画や運営等について説明すること。

ウ 工事着手時

- ・工事計画が確定次第、工事スケジュール、施工者の連絡先、工事車両の通行、工事中の園の運営に関する対応方法等（園の活動、送迎等）について説明すること。

エ その他

- ・近隣住民への説明については、速やかに行うこととし、施設の設計や工事の実施にあた

っては、近隣住民からの要望を汲み取り、整備・運営事業者の責任において解決を図るよう努めること。(ポスティング等による場合、事後トラブル防止の観点から施設・設備等の配置(室外機や園庭の場所等)についても併せて周知を行うことを推奨しています。)

- ・本市から指示があった場合は、戸別訪問及び説明会、あるいはその両方を行い、ポスティング等に留めないこと。

(2) 保護者・職員説明

ア 申請段階

- ・申請前に保護者・職員に認定こども園への移行の申請を行うことおよび認定こども園の制度概要、事業計画、運営内容についての説明を行ってください。整備を行う場合は、その旨も必ず説明してください。
- ・特に、職員に向けては、移行による変更点(保育・給食の実施、開園時間・開園日および2・3号子どもの受け入れには利用調整を経ること等)をよく説明の上理解を得てください。

イ 採択後

選定された後、速やかに選定結果について周知すること。

8 送迎について《補助金交付事業・自主財源整備事業共通》

- 1) 保護者が送迎に車を利用する場合は、近隣地域と交通問題を生じさせないために、原則として送迎車両の停車スペースを確保してください。
- 2) 駐車場を整備する際は、車いす使用者用駐車区画を1つ以上設けてください。
- 3) 園の駐車場を利用しない保護者の車両(自転車、ベビーカーは除く)による送迎は、近隣に配慮した計画としてください。近隣住民からの要望があった際は、保護者と協議し、車による送迎を禁止するなどの対応を検討してください。
- 4) 駐輪スペースも適宜設けていただくようお願いします。
また、送迎の集中する時間帯に職員を配置して誘導に当たる等、違法駐輪による問題や交通事故等を未然に防ぐよう十分な対策を講じてください。

9 保育室等(乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室)の面積について《補助金交付事業・自主財源整備事業共通》

- 1) 保育室等、認可に当たって面積基準が定められている室の面積算定は、有効面積(内法面積から、下記の造り付け・固定造作物を除いた面積)とします。(ただし、既存認可部分には経過措置あり。)
- 2) 保育室等面積から除く造り付け・固定造作物
 - 押入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚等
 - 吊り押入れ、吊り戸棚(床上140cmの空間を確保したもの除外)
 - 手洗い器、ピアノ
- 3) 保育室等の面積は、壁芯・内法・有効の各面積を算定してください。
その他の面積は、壁芯面積を算定してください。

10 休園日及び開園時間について《補助金交付事業・自主財源整備事業共通》

- 1) 休園日は、日曜日、国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)第2条及び第3条に規定する休日並びに12月29日から1月3日の間となります。(※ただし、休日・年末年始保育実施園はこの限りではありません。休日保育の実施を希望した場合、法人都合による事業の休止は認められません。)
- 2) 開園時間は、平日・土曜日ともに11時間以上としてください。

11 園長、職員等について《補助金交付事業・自主財源整備事業共通》

- 1) 保育教諭の中から、保育責任者・教育責任者をそれぞれ設定してください。保育責任者は

原則として保育所等で乳児保育の実務経験のある保育教諭としてください。教育責任者は原則として幼稚園等での実務経験のある保育教諭としてください。

- (2) 保育教諭は、実務経験年数でバランスのとれた配置としてください。
(3) 応募から開所までの間に園長予定者及び保育責任者予定者を変更することは、審査対象の変更になることから、原則として認めません。また、開所後3年間については、園の円滑な運営及び保護者や近隣住民等との関係構築の観点から、園長の変更は原則(※)として認めません。

※例外として認められる場合について

下記要件をすべて満たすことが必要となります。

- ・園長が疾病、介護等により勤続が困難と判断される場合であること
- ・法人代表及び新園長を対象とした面接を実施し、現在の園長と同等以上の水準であるということが確認できること。

※3年間を経過した後の園長変更であっても、開所後3年間に園長を複数回変更するなどした場合には、上記要件を満たした場合にのみ変更を認めることができます。

- (4) 園長予定者及び保育責任者予定者、運営法人の管理責任者については、本市が開催する組織マネジメント等講習及び子どもの人権や乳児保育に関する研修等、指定する研修を受講していただきます。
(5) 園長予定者及び職員を対象とした開所前説明会を、開所前年度の2月から3月に開催する予定ですので、ご参加ください。
(6) 本市が派遣する園内研修・研究センターを移行前後のいずれも受入れてください。

※ (4)～(6)の詳細は別途通知します。

留意事項

保育士を任命・雇用する際、「保育士特定登録取消者管理システム」の活用が児童福祉法の義務となっています。

(kintoneの横浜市保育・教育施設グループウェアのアカウントをお持ちの事業者は、そちらで詳細を確認してください。)

12 採択にあたり条件を附すこと《補助金交付事業・自主財源整備事業共通》

- (1) 事業計画書の内容どおり、事業を進めること。また、当該事業募集要項で提示した内容を遵守すること。なお、事業推進にあたって、疑義及び事業計画に変更が生じる見込みのある場合は、あらかじめ横浜市と協議すること。
(2) 採択後の近隣及び保護者対応については、法人が責任をもって対応すること。また、採択後速やかに事業計画及び工事概要等を近隣住民等に説明し、指定の様式で市に報告すること。
(3) 園長を補佐する体制を強化すること。
(4) 「保育教諭の確保」については事前に具体的な計画を立てること。また、保育教諭の確保状況について、開所前年度10月以降に本市が実施する保育士等確保状況調査に応じること。
(5) 園長予定者及び運営法人の管理責任者、保育責任者予定者については、本市が開催する組織マネジメント等講習を受講し、教育・保育の質及び施設運営の向上を図ること。
(6) 園長予定者及び保育責任者予定者については、本市が開催する子どもの人権や乳児保育に関する研修等、指定する研修を受講し、保育の質の向上を図ること。
(7) 開所までの間、園長として必要な知識・技術を習得させること（研修・OJT）。育成状況については、市が指定する様式により報告すること。また、必要に応じて園長に市が実施する面談を受講されること。
(8) 教育・保育要領に基づいた教育・保育が実施できるよう、移行までに研修等の準備期間を

十分に確保すること。

- (9) 本市が派遣する園内研修・研究センターを移行前後のいずれも受入れること。
- (10) 原則、開所後3年間は園長を変更しないこと。
- (11) 安定した保育を提供するため、職員の配置換えについては、特段の理由がない限り短期間での異動は行わないよう努めること。
- (12) 園長及び職員等の給与については、適正な給与水準を維持すること。また、園長の給与は、経験年数や果たすべき役割を考慮したうえで他の職員との均衡を図り、設定すること。
- (13) 法人・施設の会計処理を適正に処理すること。
- (14) 監査通知等において指摘された改善を要する事項については早急に是正すること。
- (15) 移行後に施設運営の継続が困難となるまたはそれが予見されるなどの場合は、速やかに市に報告・相談するとともに、在園児に不利益が生じることのないよう誠実に対応すること。
- (16) 周辺の地域性についてよく理解し、子育て支援に向けた取組みの充実を図ること。
- (17) 神奈川県との調整が必要な事項（幼稚園の廃止や寄付行為の変更等）については設置者が対応すること。
- (18) その他、横浜市が求めることに対して、協議に応じること。

※上記以外にも採択後に条件を追加することがありますので、あらかじめご了承ください。

13 その他《補助金交付事業・自主財源整備事業共通》

- (1) 公定価格は、認定こども園の単価表が適用されます。
- (2) 福祉サービスの第三者評価を受審し、結果を公表するよう努めてください。職員及び施設の自己評価は、少なくとも1年に1回は実施し必ず公表してください。
- (3) 私立学校検査において指摘を受けた場合、原則申請前にすべて改善又は改善が見込める状態にしてください。申請までに改善が見込めない場合は、別途ご相談ください。
- (4) 横浜市の行う指示・指導に対して、誠実に対応していただくこととします。
- (5) こどもの人権を守るために、見通しのよい配置計画とすることや施設の状況に応じたパーテーション、簡易更衣室、カメラの設置等の工夫を行ってください。
- (6) 採択後、各種手続きについて市が提示する期限を遵守してください。
- (7) 当該申請による事業採択が、認可を確約するものではありません。認可書類を提出していくだけ、内容を確認したのち認可します。
- (8) 施設において、宗教の教義を広めるための儀式行事や信者を教化育成することを目的とする活動は行わないでください。また、政治上の主義を推進することを目的とする活動も禁止されています。

☆☆ 木材の積極的な活用をお願いします ☆☆☆

本市では「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、民間建築物の整備主体に対しても木材利用について可能な限り下記の取り組みをお願いします。

1 木造化

施設の設置基準等など木造化が適当でないと認められる場合を除き、積極的に木造化を検討してください。

2 木質化

利用者の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に内装等の木質化を可能な限り行ってください。

3 県産木材等の利用

木造化及び内装等の木質化に当たっては、可能な限り県産木材及び地域材（関東甲信地方に属する都県及び静岡県で生産された木材）の利用に努めてください。

※県産木材及び地域材の利用が困難な場合は、原則として国産材を利用してください。

URL : https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/kokyokenchiku/carbon_neutral/mokuzai/wood-timber.html

III 申請方法

1 事前協議書の提出について

- (1) 提出期限：令和7年12月12日（金）午後5時（必着）まで
- (2) 提出方法：原則、電子データをEメールでご提出ください。

<提出先>kd-kodomoen@city.yokohama.lg.jp

※件名を「【提出】事前協議書（〇〇園名）幼保連携型認定こども園」としてください。

※一通のメールで7MBまでのデータが受信可能です。

7MBを超える場合は、複数通に分けてお送りいただきか、ご希望の場合は、横浜市大容量ファイル転送サービスをご案内しますのでご連絡ください。

※Word又はExcelで作成している場合は、そのままの形式（スキャンPDFデータは不可）で提出してください。

※電子データの提出が困難な場合は、事前に提出方法についてご相談ください。

(3) 提出書類

事前協議書及び別紙3の添付書類一覧（確認表）に記載の書類をご提出ください。

※「添付書類一覧（確認表）」に、該当の書類の提出の有無を記入し、ご提出ください。

※不備があると審査ができない場合がありますので、事前に確認の上ご提出ください。

※提出データには、添付書類一覧（確認表）の項目番号及び書類の内容が分かるようにタイトルをつけてください。

〈例〉「01_スケジュール（〇〇園名）」、「02_施設計画図（〇〇園名）」

2 面接について

面接を実施しますので、ご予定いただきますようお願いします。

(1) 日程：令和8年1月中旬（予定）

※実施日時は、本市で決定の上、事前にご連絡いたします。

(2) 場所：横浜市庁舎又は近傍（別途ご案内します。）

(3) 出席者

ア 法人理事長【必須】

※理事長の出席が困難な場合はご相談ください。

イ 園長予定者【必須】

ウ 保育責任者予定者【必須】

(4) 面接の内容について

ア 法人や園の運営に関すること

イ 提出書類に記載された内容に関すること

ウ 園長予定者・保育責任者予定者の適格性に関するこ ほか

3 選考について

移行対象施設は、保育需要、事業計画、組織体制、運営状況などを総合的に審査の上、選考します。

〈評価の概要〉

評価項目	評価細目	
1 法人の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・理事等の学識経験等 ・法人本部の所在地、市内運営実績 ・経営分析結果 ・会計士又は監事による監査結果 ・法人監査（私立学校検査）結果及びその改善状況等 	
2 既存施設の運営状況	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の構成 ・事業実績（子育て支援、横浜市型預かり保育、2歳児受入れ事業の実施） ・施設監査（私立学校検査）結果及びその改善状況 	
3 資金計画	<ul style="list-style-type: none"> ・資金の確保状況 ・償還計画 	
4 整備計画（ハード）	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の所有状況 ・周辺の保育ニーズの状況 ・入所状況 ・交通アクセス、周辺環境 ・園庭の確保状況、園舎の位置 ・休憩室等の確保状況 	
5 整備計画（ソフト）	<ul style="list-style-type: none"> ・園長の適格性 ・保育責任者の適格性 ・保育体制の整備計画 ・地域子育て支援事業の実施 	
6 面接 (法人代表者及び園長予定者、保育責任者予定者)	(1) 教育・保育・方針・施設運営の方針	教育・保育・理念、指針・要領等の理解、乳児保育の理解 等
	(2) 人材確保・育成方針、キャリアパス	人材確保策、園長・保育教諭等に対する人材育成の考え方と具体案 等
	(3) 地域対応・交流、苦情解決、保護者対応	地域対応・交流の考え方、苦情等の対応と責任、保護者対応 等
	(4) 安全対策、防犯対策、事故時等の対応	事件・事故発生時における対応の理解度及び施設管理の考え方 等
	(5) サポート体制・能力等	法人のサポート体制及び園長としての資質（責任性、コミュニケーション力、熱意 等）

4 選考結果について

選考結果は、令和8年4月上旬以降、法人あてに書面での通知を予定しています。

※選定された法人は、すみやかに設計作業等に着手して下さい。

5 その他

- (1) 提出書類は返却しません。提出書類は、本事業の目的以外には使用しません。
- (2) 審査にあたり、追加資料を提出していただくことがあります。
- (3) 設置者が現在運営している施設について、市が現地調査を行うことがあります。
- (4) 応募者が市に提出した書類は本市の情報公開制度の対象となります。

IV 問い合わせ先・ダウンロードアドレステーブル

1 問い合わせ先

横浜市こども青少年局こども施設整備課

【電話番号】 045-671-4146

【メールアドレス】 kd-kodomoen@city.yokohama.lg.jp

【担当】 渡部、窪田、松浦

2 ダウンロードアドレステーブル

- (1) 「認可保育所等の整備」のページ（認定こども園募集ページ、整備の手引きへの入口）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/>

- (2) 「認定こども園整備関係」のページ（各事業募集ページへの入口）

各様式のダウンロードはこちらから行ってください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/kankei/>

- (3) 整備の手引き

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/seibinotebiki.html>

- (4) 参考資料

○横浜市条例

「横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例
(平成26年9月25日横浜市条例第46号)」

https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00001827.html

○設置認可・確認等要綱

「横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/kankei/youkou.html>

同ページに横浜市認定こども園関連要綱が掲載されています。

○補助金支出に伴う要綱等

「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」

「契約の手引き」「施設整備監査の手引き」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/ninka/sisetsuseibi.html>

○その他

「横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドライン」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/seikatsu/kokyo/sickhouse/guidelines.html>

○国から公布された認定こども園関係法令等

こども家庭庁のホームページ（法令・通知等）

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/kodomoen/hourei/>

▷ 主な法令等

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法第77号）」

※「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改

正する法律（平成24年法律第66号）による改正後本文

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年政令203号）」

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）」

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）」

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）」

※上記の「主な法令等」の他にも、幼保連携型認定こども園に関する法令・通知等があります。

※今後新たに法令・通知等が発出された場合には、その内容に適合していただきます。

【子ども子育て新制度に関する最新情報（こども家庭庁のホームページ）】

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/>

V 資料

別紙1 横浜市幼保連携型認定こども園建物・設備基準の一部緩和について

別紙2 設計・施工の際の留意事項

別紙3 添付書類一覧（確認表）

資料1 事業応募から認定こども園開設までの参考スケジュール

資料2 横浜市補助金を活用し、建設工事を実施する事業者のみなさまへ（財政局案内文）

資料3 解体・改修・補修の前にアスベストの事前調査が必要です

※応募にかかる必要資料一式は、

横浜市ホームページ（認定こども園事業募集のページ）からダウンロードしてください。

横浜市幼保連携型認定こども園 建物・設備基準の一部緩和について

- ・幼保連携型認定こども園の整備にあたっては、福祉のまちづくり条例の指定施設整備基準に適合している必要があります。
- ・ただし、1 (1) ~ (4) の設備については代替措置を行うこと等によって「横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第4条」を満たすことができます。この場合、事前にこども青少年局に相談し、代替措置等の計画書について審査・確認を受ける必要があります。
- ・また、2 (1) ~ (5) の設備で同条例に定める建築物移動等円滑化基準（バリアフリー法の基準）をやむを得ず満たすことができない場合は、同条例第24条に基づく建築局の許可を得る必要があります。
- ・いずれの手続を行う場合でも、まずは「保育所整備における建物・設備基準の一部緩和についての計画書（様式1）」を作成し、こども青少年局こども施設整備課の事業担当者に提出しご相談ください。

1 こども青少年局との相談等で、指定施設整備基準への適合が緩和可能な設備

対象設備	指定施設整備基準※5	新築	既存建築物の改修
(1) 道等から利用居室までの経路 (保育室が1・2階のみの場合)	1 (1)ア、 1 (2)	階の上下移動のためのエレベーター非設置で可※1	
利用居室から (2) 車いす使用者用便房までの経路 (保育室が1・2階のみの場合)	1 (1)イ、 1 (2)	緩和不可※2	階の上下移動のためのエレベーター非設置で可※3
(3) オストメイト用水栓器具	9 (2)イ(1)	簡易設備で可※4	
(4) 点状ブロック	5 (1)イ、 6 (1)オ、 7 (1)エ	屋内のみ設置不要	

※1 駐車場（車いす使用者用駐車施設）を設ける場合は緩和できません。ただし、構造上やむを得ない場合に限り、条例に基づく許可により一部の施設で非設置とすることが可能です（2 (2) 参照）。

※2 異なる階の利用居室（保育室等）と車いす使用者用便房との間の経路も対象です。

※3 条例に基づく許可も必要です（2 (3) 参照）。

※4 簡易設備についての詳細はお問い合わせください。

※5 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表5における適用項

2 条例に基づく建築局の許可が必要となる設備

許可を検討される方は、計画の早い段階で、代替措置をもってこども青少年局こども施設整備課に相談のうえ建築局市街地建築課（許可窓口）と事前協議を行ってください。

許可の考え方については、横浜市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/jorei/machizukuri/24kyoka.html>

※ 建築局で許可の可否の判断を行うには時間を要するので、早めにご相談ください。

対象設備	建築物移動等円滑化基準※6	既存建築物の改修
(1) エレベーター (保育室が3階以上の場合)	8 (1)の内、ア以外	既存エレベーターで可
(2) 車いす使用者用駐車施設から 利用居室までの経路	1 (1)ウ、 1 (2)	保育室が1・2階のみの場合は、エレベーター非設置で可
利用居室から 車いす使用者用便房までの経路	1 (1)イ、 1 (2)	保育室が1・2階のみの場合は、エレベーター非設置で可
(4) オストメイト用水栓器具	9 (2)イ(1)	非設置で可（代替設備要）
(5) 階段に設ける手すり (一段程度の場合)	2 (1)ウ(7)、 6 (1)ア	非設置で可

※6 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表1の4における適用項（500 m²以上も同設備を許可対象）

設計・施工の際の留意事項

令和7年1月版

■以下のリスク・確認事項等を考慮のうえ、保育を行う場として安全性を確保してください。

■対応困難な項目がある場合は、こども施設整備課担当者までご相談ください。

リスク	確認項目	対応策（例）
転落	<input type="checkbox"/> 屋上園庭、バルコニー、階段などにこどもが転落しそうな隙間、場所が無いか。 <input type="checkbox"/> 屋上園庭のフェンスは乗り越えられない仕様となっているか。（高さ、形状）	<ul style="list-style-type: none"> 隙間を塞ぐ、小さくする 等 フェンス上端を折り返す(忍び返し等)、足掛けができるようパネルを張る 等 高さは概ね1.8m以上とする(上端を折り返してあれば高さは概ね1.5m以上) 縦格子形状の場合、間隔は11cm以下とする。
	<input type="checkbox"/> 階段や掃出し窓には転落防止措置が取られているか。 ※日常的に使用するバルコニーやテラスにつながる外部階段も含む。	<ul style="list-style-type: none"> 階段の昇降部分に木柵※等の設備を設置する 階段等の段について容易に識別できるように、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差を大きくするなど、工夫する ※柵の高さは概ね1.2m以上とし、鍵をこどもが容易に開けられない構造とする ※昇降部分に設置できない場合は、至る経路に侵入防止柵(ベビーゲート等。高さ90cm程度)を設置し階段に容易に近づけない構造とする ※上階に保育室等がない場合でも昇り口に設置すること 階段に通じる保育室等の出入口を施錠できる構造とし、階段に容易に近づけない計画とする 等 ※施錠位置の高さは概ね1.4m以上とする
飛び出し	<input type="checkbox"/> 保育室等の施錠位置はこどもの届かない場所に設置されているかどうか。 <input type="checkbox"/> 敷地の出入口に飛び出し防止措置が講じられているか。 <input type="checkbox"/> 外周部分フェンスに隙間などはないか。 <input type="checkbox"/> フェンスを乗り越えられないか。（高さ、形状）	<ul style="list-style-type: none"> 出入口はオートロック(モニタ付き)設備を設置する 等 保育室等の施錠位置はこどもの手が届かない高さ(概ね1.4m以上)とする 等 敷地の出入口にフェンス、門扉等を設ける 間を塞ぐ、小さくする 等 フェンス上端を折り返す、足掛けができるようパネルを張る 等
	<input type="checkbox"/> 自動ドアの場合、センサーはこどもに反応しない高さとなっているか。	<ul style="list-style-type: none"> センサーの高さを変更する タッチ式の場合、こどもの手が届きづらい位置とする 等
指挟み	<input type="checkbox"/> こどもの指が入りそうな隙間がないか。（引き違い戸の建具間含む） <input type="checkbox"/> こどもが出入りする部屋の扉や窓に「指はさみ防止措置※」がされているか。 ※保育室の出入口、収納扉、児童用トイレ、ベビーゲートなどこどもが通常出入りする場所等 ※こどもが手の届かない腰窓など、怪我リスクが低い窓については、確認不要	<ul style="list-style-type: none"> 極力、隙間を生じさせない もしくは巻き込まれないように空ける 隙間をシーリング等で塞ぐ 等 こどもの指が挟まれない高さの「指挟み防止」を設置する ソフトクローズの措置をとる フィンガーガードを設置する ストッパーを設置する 挟みこみ部のカットや蝶番部の隙間をなくす 引戸の取手と枠の位置を調整する 引戸の戸尻の隙間をなくす 等 ※防火戸等指挟み防止措置金物等が設置できない場合(扉に加工すると認定品でなくなる)には、閉まる速度等を調整する。 ハンガードアと床の隙間にも留意
	<input type="checkbox"/> エントランスドア(特に自動ドア)は戸袋に挟まれない構造となっているか。 <input type="checkbox"/> 保育室等の扉にこどもが手を掛けた状態にもかかわらず扉を開けることはないか。	<ul style="list-style-type: none"> こどもが挟まれないように柵の設置する 保育室等の開き戸、引き違い戸ともに反対側を目視できるよう下部にのぞき窓を設置

		する等、扉を開閉する際に児童がいないか確認できる構造とする
	□壁・床の点検口(フック等)は子どもの手の届かない位置に設置されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 物入れや収納等の中に収める 床点検口枠に触れた時に引掛けが生じない フック等は指挟みにならない構造にする等
飛散	□ガラス・鏡は、飛散防止措置(強化ガラス、網入りガラス、アクリル製も可)がされているか。 (地震時の破損、子どもの追突などを想定)	<ul style="list-style-type: none"> 調理室のガラスはアクリル製としない 外気面のガラスには目隠しフィルム等を貼る(後付けすると日差し等の熱により膨張し破裂する恐れがある場合もあるので注意) 子ども目線のガラスには衝突防止用シール等を貼る シースルーカラー等採光に配慮する 等
怪我	□エレベーターは子どもが自由に操作できる状況ではないか。 ※給食用小型昇降機にも注意	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが室内側の昇降ボタンを操作できないように操作パネルに鍵を設置する エレベーター前に侵入防止柵を設置する等
	□建具・床の木部のさくくれ、角端部、突起物がないか。 □壁や金属の角端部などに鋭利な部分がないか。 ※エントランスの事務室カウンターの角なども注意	<ul style="list-style-type: none"> 仕上げを円滑にする 角面をとる／コーナーガード設置する 等 ※R加工の場合、基本的に10R以上
	□手洗い器下部(配管部分)がむき出しで子どもが触ることにより怪我をしないか。	<ul style="list-style-type: none"> カバーを取り付ける 等
	□消火器等がむき出して、子どもが触ることにより怪我をしないか。	<ul style="list-style-type: none"> 壁埋込や、上部から持上げて取り出すなど子どもが容易に触れないように設置する等
	□画びようの使用を前提とした掲示スペースとなっていないか。	<ul style="list-style-type: none"> マグネット式の掲示板にする 等
	□ブラインドやロールカーテン、排煙窓のひも部分が子どもの手の届かない位置にあるか。	<ul style="list-style-type: none"> 首に絡まないように、ひもを切り詰め短くする 等
感電	□コンセントが子どもの手が届く低い位置に無いか。 (保育室、園庭部分のみで可) ※医務スペースが事務室にある場合は子どもの手の届く範囲について配慮されているか	<ul style="list-style-type: none"> 壁面上部(概ね高さ1.4m以上)に設置する 配線工事対応が困難であれば、感電防止コンセントカバーやシャッター付きのものを設置 等 ※コンセントキャップは、不可(誤飲リスクあり)
地震	□転倒、動きそうな可動家具はないか。	<ul style="list-style-type: none"> 家具の転倒防止、可動家具の固定方法確認等
	□落下したら子どもが怪我をしそうな大きな備品などが棚のうえなどに置かれていなか。	<ul style="list-style-type: none"> 棚の上に重いものを置かない 軽微なものを置く際は滑り止めを設置する等
	□吊戸棚等、高い位置にある収納の中身が飛び出しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 耐震ラッチ(ストッパー)等を設置する 等
	□照明器具が蛍光管の場合、落下防止措置は、されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 蛍光管落下防止カバー 等
	□防災備蓄品(3日分必要)を保管するスペースはあるか。	<ul style="list-style-type: none"> 倉庫を設置する 等
転倒	□建物周囲は雨や水遊び等でぬれた場合でも滑りづらいか。	<ul style="list-style-type: none"> 滑りづらい素材で仕上げる 等
不審者 対策	□不審者の侵入に対策がされているか。	<ul style="list-style-type: none"> 門扉の電子錠化や、手の届かない位置にサムターンがあるなど、外部から容易に開けられない構造とする 防犯カメラを設置する 等
	□園庭(特にプール遊び場)について、外部からの目隠しができているか。	<ul style="list-style-type: none"> 目隠しフェンスを設置する 植樹をする 等
車両の 誤突入	□1階保育室に車両等が誤って突入してこないような措置ができるか。	<ul style="list-style-type: none"> U字ガードレール設置する バリカー(車止めポール)など堅牢な構造物を設置する 等
感染症	□便所の数は適切か。	<ul style="list-style-type: none"> 2歳児以上定員10人に対し、幼児用大便器1個以上とする 調理職員用便所は専用とし、職員・来客と

		兼用としない
	<input type="checkbox"/> 手洗い設備は適切か。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童用、職員用、調理職員用便所には、衛生面への配慮から各便所内に手洗いを設置する ※児童用と職員用を一体で整備した場合は手洗いの兼用可 ・※ロータンク手洗いのみでの対応は不可 ・保育室等用の手洗いは幼児の生活習慣の指導が行えるようなるべく保育室内に設置する ・調理室内に、調理員専用の手洗いを設置する ・汚物等を扱う部屋には衛生面への配慮から手洗いを設置する 等
近隣問題	<input type="checkbox"/> 空調機の室外機や調理室の給排気は、設置位置や方向が近隣に影響がない計画になっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の状況と保育所の位置関係を踏まえて、設置位置や方向を決定する ・室外機外周への防音パネルの設置、排気ダクトの延長 等
	<input type="checkbox"/> 窓の位置は、近隣へ配慮した場所であるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣に配慮し、窓の位置を決定する ・型ガラス等を採用、目隠しフィルムを貼る、ブラインドを設置する 等
	<input type="checkbox"/> バルコニーや屋上園庭の位置は、近隣へ配慮されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の状況と保育所の位置関係を踏まえて、目隠しパネルや防音パネルを設置する等 ※フェンスに後付けで目隠しシート等を貼る場合は耐風圧に注意
	<input type="checkbox"/> 屋外遊戯場等の表面仕上げは飛散しにくいものか。	<ul style="list-style-type: none"> ・飛散しにくい仕上げ材を採用する 等
設備の不備	<input type="checkbox"/> ドアや手すりが頑丈についているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・完成後に実際に搖すってみるなど、取付けの状況を確認する 等
	<input type="checkbox"/> ドア・窓のサッシ等の開閉はスムースか。	<ul style="list-style-type: none"> ・完成後に実際に開閉してみるなど、建付けの状況を確認する 等
	<input type="checkbox"/> カーテン、じゅうたん等、掲示板は防炎物品になっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所は消防法上の特定防火対象物であるため、カーテン、じゅうたん等、掲示板は防炎物品の必要がある
	<input type="checkbox"/> 保育室等を3階以上に設ける場合、以下の要件を確認。 ① 調理室の建具は特防か。 ② 壁及び天井の仕上げは不燃材料か。 ③ 建具等で可燃性のものは防炎処理が施されているか。 ※1・2階も保育所である場合には、1・2階も適合しているか確認。	<ul style="list-style-type: none"> ・基準条例第42条(7)工・オ・クに対する適合確認 ・3階以上にある保育室等だけでなく、すべての階の仕上げ・建具等が対象 ・②は壁の1.2m以下も対象だが、窓枠・巾木等は対象外 ・③は表面材が建築基準法に基づく難燃材料、若しくは消防法に基づく防炎性能を持つ材料で全面が覆われていること、または薬品による防炎処理が全面に施されていることとする。
	<input type="checkbox"/> 調理室の空調設備は戸を閉めた状態で稼働させたときに音が気になったり、開閉が重くなったりしないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育に支障があると感じた場合には、風量調整等で調整ができるようにする 等
	<input type="checkbox"/> 大型遊具は安全なものが選定されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・大型遊具は「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」に適合していることを原則とする ※大型遊具：ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、複合遊具、その他これに類するもの ※認可時にSP表示認定企業が取り扱う製品か確認します
遊具での事故	<input type="checkbox"/> 保育者、施設管理者が大型遊具の使用方法、点検方法等を理解しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・施工者が、引き渡し時に使用上の注意、日常点検・定期点検についてしっかりと説明を行うこと

その他	<input type="checkbox"/> 完了検査までに保育室内VOC検査、水質検査を完了し、規定値以下であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・基準値を上回る場合は、保育室の使用開始は不可。時間に余裕をもって検査を行うこと ・結果は速報でも可
	<input type="checkbox"/> お散歩バギーやベビーカーの収納場所はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮し計画する 等
	<input type="checkbox"/> 加湿器等保育環境を整えるのに必要な備品の置き場所はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮し計画する 等

添付書類一覧(確認表)

《注意事項》

- ・書類の提出漏れがないか、この一覧で確認(「提出」欄に○、該当しない場合はーを記入)し、この一覧も提出してください。
- ・データには、項目番号・書類の種別が分かるようにタイトルをつけてください。
- ・Word又はExcelで作成している場合は、そのままの形式(スキャンPDFデータは不可)で提出してください。

No.	添付書類	備考	提出
整備計画			
1	スケジュール	工事を伴う場合のみ、近隣説明、建築確認等手続き、設計審査等入札関係、工事工程、開所準備等を記載	
2	施設計画図 ①案内図	仮設園舎を設置する場合は、仮設園舎の計画図も添付	
	②配置図	最寄駅の鉄道駅が分かるもの 道路の位置、屋外遊戯場の設置場所を含む	
	③各階平面図	保育室等・屋外遊戯場の面積、保育室等・屋外遊戯場からの2方向避難の経路を記載 ・すべての部屋及び園庭の壁芯面積を記入すること ・保育室については、内法面積・有効面積・必要面積も記入すること 【保育室の面積 記載例】 壁芯面積 ○○.○○m ² 内法面積 ○○.○○m ² 有効面積 ○○.○○m ² >必要面積○○.○○m ² ※各年齢別に記載 ※小数点第3以下切り捨て ※(保育所からの移行などで)0歳児を設定する場合は、可動式家具やベビーゲート等で0歳児区画が分かるように記載	
	④立面図	四方向からのもの	
	⑤整備ステップを示した資料	着工～しゅん工の施設状況	
3	既存施設図 ①配置図	道路の位置、屋外遊戯場の設置場所を含む	
	②各階平面図	保育室等・屋外遊戯場の面積	
	③立面図	四方向からのもの	
4	土地・建物の全部事項証明書及び公図	申請日3か月以内に発行のもの	
5	土地・建物の権利関係を証する書類	賃貸契約書等。自己所有の場合は不要	
6	既存施設の建築確認手続き完了を証する書類	確認済証及び検査済証(解体する建物の書類は不要)	
7	耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済みを証する書類	昭和56年以前の旧耐震基準の場合のみ(解体する建物の書類は不要)	
8	福祉のまちづくり条例適合証	該当する場合のみ(解体する建物の書類は不要)	
法人概要の添付書類			
9	役員名簿	資料1	
10	役員(理事長・理事・監事)の履歴書	資料2・資料3	
11	設置者が法第17条第2項各号に該当しないことを誓約する書類	資料4	
12	私立学校検査の結果通知又は法人・施設監査結果通知及びその回答	直近2回分の写し(PDFで提出)	
13	確認監査結果通知及びその回答	直近1回分の写し(PDFで提出)	
14	①法人の定款・寄付行為		
	②履歴事項全部証明書の写し	申請日3か月以内に発行のもの	
15	収支予算書	令和8年度分	
16	①決算報告書チェックリスト	資料5	
	②事業報告書、決算報告書	直近3か年分	
	③人員表	資料6(直近3か年分)	
	④公認会計士等の監査報告書、監事監査報告書	直近3か年分	

園長予定者・保育責任者・教育責任者の添付書類		
17	履歴書、園長面接用資料	資料7・資料8
18	①資格証明書の写し ②園長・保育責任者・教育責任者の選任の理由書	A4サイズ1枚程度
防火管理者予定者の添付書類		
19	資格証明書の写し	取得している場合のみ
認定こども園の運営に関する書類		
20	①教育及び保育の概要案 ②1日の流れ	資料9-1 資料9-2(任意の様式でも可)
21	子育て支援事業計画書案	資料10
22	管理運営に係る計画書案	資料11
23	認定こども園移行についての内容が記載された法人議事録	
現在、運営している施設の添付書類		
24	施設の運営内容を紹介するパンフレット	利用料金案内や子育て支援事業の内容が分かる資料
25	①直近の幼稚園における学校評価ガイドラインに基づく自己評価又は保育士及び保育所の自己評価 ②学校関係者評価又は第三者評価結果報告書又は福祉サービスの第三者評価の結果	実施している場合のみ 実施している場合のみ
整備事業費及び資金計画(6(1)ア 整備費内訳) ※自主財源整備の場合、26の提出は不要です。		
26	①工事費の積算根拠 ②備品費等の積算根拠 ③補助金計算試算シート	購入予定一覧 資料12

整備事業費及び資金計画(6(1)イ(ア) 自己資金内訳の添付書類)		
法人預金の場合		
27	①法人預金引き当てに関する理事会議事録 ②財源充当確認書 ③残高証明書	資料13 申請日1か月以内に発行のもの
個人が寄付する場合		
28	①贈与契約書 ②預金通帳等の写し	資料14 寄付額に相当する分の写し (通帳が複数となる場合)口座と金額をまとめた一覧
他法人が寄付する場合		
29	①贈与契約書 ②当該法人の定款、履歴事項全部証明書 ③当該法人の預金引き当てに関する役員会議事録 ④財源充当確認書 ⑤残高証明書	資料14 申請日3か月以内に発行のもの 当該法人の預金引き当てについて記載したもの 資料13 申請日1か月以内のもの
整備事業費及び資金計画(6(1)イ(イ-1) 借入金内訳の添付書類)		
30	①借入予定先との折衝状況説明書 ②借入金償還計画表	折衝状況の経緯等。日時、折衝先、担当者、借入予定金額を記載してください。 資料15
整備事業費及び資金計画(6(1)イ(イ-2) 借入金の償還財源内訳の添付書類)		
法人収益金等の場合		
31	①法人収益金引き当てに関する理事会議事録 ②財源充当確認書 ③残高証明書 ④認定こども園開園後の運営費の收支予定がわかる資料	資料13 申請日1か月以内のもの 1年分
個人が寄付する場合		
32	①償還金贈与契約書 ②寄付者(甲)及び連帯保証人(丙)の収入を明示する書類	資料16 給与所得者は「源泉徴収票」、確定申告対象者は「確定申告書の写」。年間の寄付額は課税所得の1/4以下してください。
他法人が寄付する場合		
33	①償還金贈与契約書 ②当該法人の定款、履歴事項全部証明書 ③当該法人収益金等の引き当てに関する役員会議事録 ④当該法人の直近3か年の決算書	資料16 申請日3か月以内に発行のもの

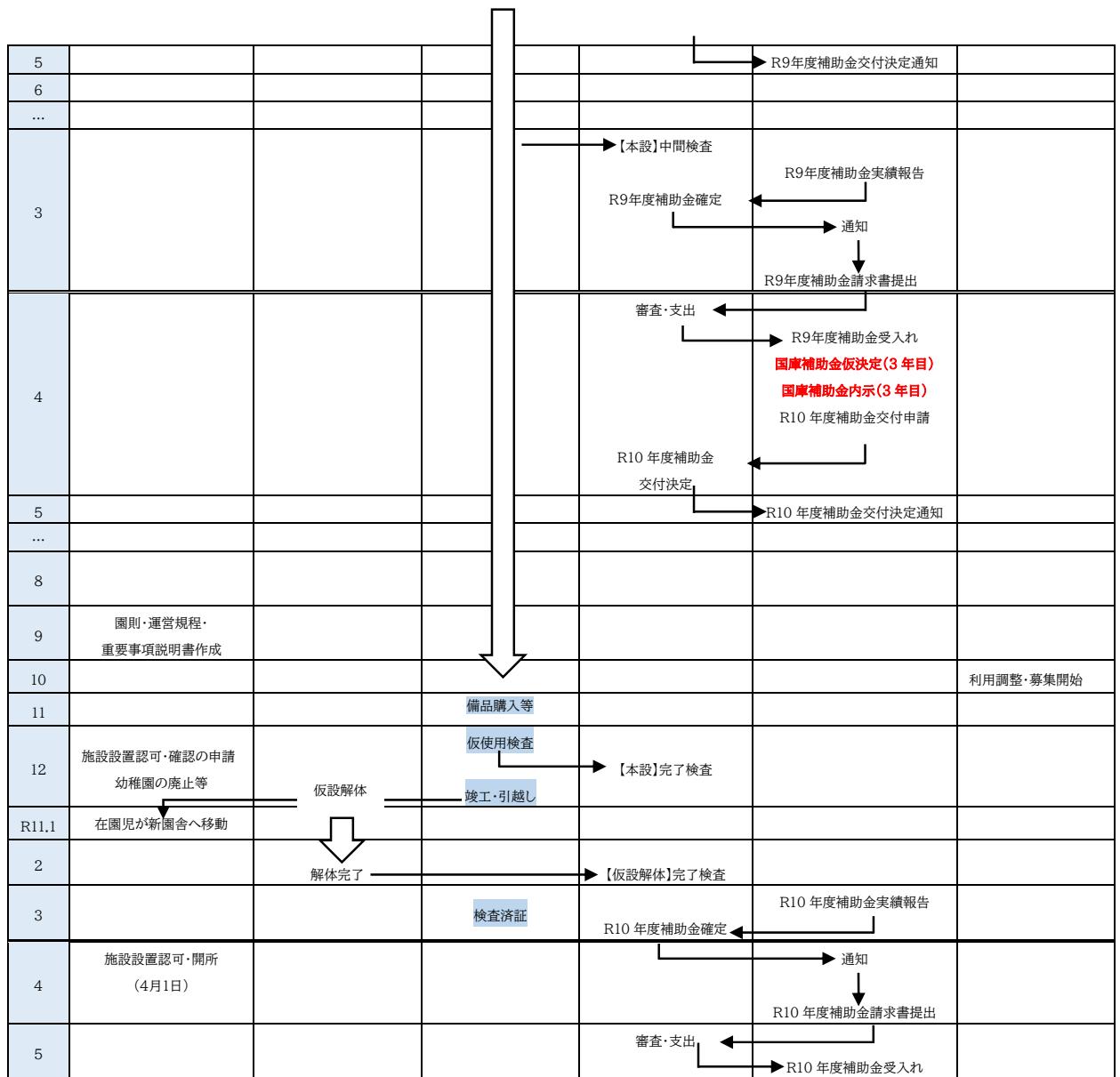
【事業応募から認定こども園開設までの参考スケジュール】

※下記は補助金交付事業を3年間で実施する一例です。物件により状況は異なります。

※開発許可等、許認可手続きが別途必要な物件があります。ご注意ください。

※それぞれの手続きは、所定の要綱・手引き等に従って進めてください。

年月	法人及び認可変更 関係等の動き	建設関係の動き		市の審査関係	補助金関係 の動き	備考
		仮設	本設			
R7.11	法人意思決定 <近隣・保護者説明① (移行概要)> 事前相談(~11月28日)	提出書類(図面等)の準備				
12	事前協議書提出締切 (12月12日) 現地確認					
R8.1	面接					
4	補助事業者決定 <近隣・保護者説明② (設計関係)>	基本設計 実施設計	審査会、採択法人決定	通知	国庫補助金仮決定(1年目)	
5						福祉医療機構・市社協 等から貸付にかかる資 料作成の事前相談
6		建築確認済	建築確認済		国庫補助金内示(1年目) ※事業着手予定月(入札)が 8月の場合	
7	理事会① (仮設事業者選定)	【仮設】実施設計審査開始	【仮設】実施設計審査確定			【本設】 実施設計の持込日調整
8	入札参加者決定 <近隣・保護者説明③ (工事関係)>	【仮設】入札参加者審査 業者入札 着工	【仮設】業者決定報告 【本設】実施設計審査開始			・仮設園舎の実施設計 審査は概ね1か月です。 ・本設園舎の実施設計 審査は概ね1~2か月 です。
9	理事会②(本設入札公告)	【本設】実施設計審査確定		R8年度補助金交付申請提出		
10	理事会③(入札参加決定) <近隣・保護者説明③ (工事関係)>	入札公告 入札参加者決定 検査済 竣工・引き渡し	【本設】入札参加者審査 業者入札 【本設】業者決定報告 【仮設】完了検査	R8年度補助金交付決定 R8年度補助金交付決定通知		仮設園舎への引っ越しは 本設業者決定後として ください。
11		着工				
12						
R9.1						
2						
3			【本設】中間検査 R8年度補助金確定	R8年度補助金実績報告 通知 R8年度補助金請求書提出		事業の初年度は補助対 象工事に係る進捗率を 1%以上としてください。
4			審査・支出	R8年度補助金受入れ 国庫補助金仮決定(2年目) 国庫補助金内示(2年目)	R9年度補助金交付申請	
				R9年度補助金交付決定		



横浜市補助金を活用し、建設工事を実施する事業者のみなさまへ (適正な工期の設定、週休2日の確保、施工時期の平準化に関するお願い)

令和6年4月1日から建設業において時間外労働の上限規制が適用されます。

時間外労働の上限が罰則付きで法律で規定されます。

横浜市では、建設業における担い手の確保・育成と労働環境の改善を図る取組として、公共工事における週休2日に関する取組や施工時期の平準化などを進めています。

事業者のみなさまにおかれましても、以下の3点について配慮いただき、ご協力できる範囲で工事の発注・施工の手続きを進めていただきますよう、お願いします。

I 適正な工期の設定

工事現場における適正な工期設定は重要です。週休2日を前提とした実工期の算出に加え、準備期間及び後片付け期間を考慮するなど、適正な工期設定を行っていただきますよう、お願いします。

<工期の設定イメージ>

準備期間

現場施工期間(天候等の影響とともに、週休2日を配慮)

後片付け期間

2 週休2日の確保

本市では、一部の工事を除く原則全ての工事を週休2日制の工事として発注しています。

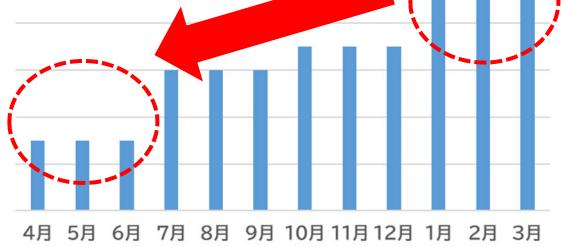
市補助金を活用する事業者のみなさまも、施工現場における週休2日の確保に努めていただきますよう、お願いします。

3 施工時期の平準化

本市では、竣工時期が年度末に集中しないよう、工事の前倒しや平準化を目的とした年度をまたぐ工事などを実施することで、年度当初の閑散期における工事件数を増加させ、更なる平準化を進めています。事業者のみなさまも本市が進める施工時期の平準化にご協力いただきますよう、お願いします。

<施工時期の平準化イメージ>

年度末に集中している工事件数を減らし、件数が比較的少ない年度当初の工事を今後増やしていくます。





解体

改造

補修

の前に

資料3

アスベストの事前調査が必要です

(根拠法令：大気汚染防止法第18条の15)

調査方法

- ① 設計図書等の書面調査及び目視による現地調査
- ② ①の調査で明らかにならない場合は、分析による調査
(ただし、分析をせず石綿含有有りとみなすこともできる)

事前調査のポイント

- ▶ 工事対象となる全ての建材を調査しているか
- ▶ 過去に実施した建材分析の対象は「6種類・0.1%超」であるか
- ▶ 調査は「必要な知識を有する者」が実施しているか (R5.10.1~)
- ▶ 調査結果を記録し、発注者に書面で説明しているか

不十分な事前調査で **工事中止** の場合も！

こんな事例が

- ・ 天井裏の壁面等の調査しにくい場所から
- ・ 発注者からの情報のみに頼ったら
- ・ 行政による立入検査で
- ・ 近隣からの苦情がきっかけで

工事着工後に届出対象の
石綿含有建材が見つかり工事中止！
届出提出後に工事再開※

※大気汚染防止法の場合、届出から14日後に石綿除去作業を開始できます（市条例の場合は7日後）

横浜市

みどり環境局 大気・音環境課 大気担当

住所 横浜市中区本町6丁目50の10 27階

TEL 045-671-3843 FAX 045-550-3923

受付時間 月曜日～金曜日
8:45～12:00、13:00～17:15
(祝日、休日、12月29日～1月3日を除く)

ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/akushu/taikiosen/tokutei/housekimen.html>

横浜市 特定粉じん

検索

